

平成28年4月松伏町議会臨時会提出議案概要

議案第54号

専決処分の承認を求めることについて（松伏町税条例等の一部を改正する条例）

1 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、緊急に松伏町税条例等を改正する必要性が生じ、平成28年3月31日に松伏町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの

2 内容

(1) 松伏町税条例の一部改正（第1条）

ア 固定資産税の課税標準の特例措置（附則第10条の2）

(ア) 津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき取得された津波対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、特例率2分の1を適用したうえで、適用期限を4年延長する。（第7項）

(イ) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次の特例率を適用したうえで、適用期限を2年延長する。

設備	特例率
太陽光発電設備（第10項）	3分の2
風力発電設備（第11項）	3分の2
水力発電設備（第12項）	2分の1
地熱発電設備（第13項）	2分の1
バイオマス発電設備（第14項）	2分の1

(ウ) 都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、特例率5分の4を適用したうえで、適用期限を2年延長する。（第18項）

イ その他規定の整備

(2) 松伏町国民健康保険税条例の一部改正（第2条）

国民健康保険税の減額措置に係る所得判定基準を次のとおり改定する。

区分	現行	改正後
5割減額	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき265,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者
2割減額	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき47万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者	総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき48万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

(3) 松伏町税条例及び松伏町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正（第3条）

町たばこ税に関する経過措置に係る規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成28年4月1日

(2) 固定資産税に関する経過措置

2(1)アは、平成28年4月1日以後に新たに取得される償却資産等に対して課すべき平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(3) 国民健康保険税に関する経過措置

2(2)は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第55号

松伏第二中学校大規模改修工事請負契約の締結について

1	工 事 名	松伏第二中学校大規模改修工事
2	施 工 箇 所	松伏町大字上赤岩711番地
3	履 行 期 限	平成28年10月31日
4	請 負 金 額	462,283,200円
5	請 負 業 者	さいたま市浦和区岸町五丁目7番11号 株式会社ユーディケー 代表取締役 関根 信次

議案第56号

財産の取得について

1	財 産 の 種 類	物品
2	財 産 の 内 容	災害対策用移動式ポンプ 2台
3	取 得 金 額	8,424,000円
4	契 約 の 相 手 方	東京都大田区羽田旭町11番1号 株式会社荏原製作所 代表執行役 前田 東一 代理人 北関東支社長 柳澤 敦雄